

# 令和8年度沖縄県採用広報SNS運用及び職員PR動画制作・発信業務仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度沖縄県採用広報SNS運用及び職員PR動画制作・発信業務

## 2 業務の目的

本県職員を志望する者を増加させるため、以下の業務を行う。

- ① 職員のやりがいや多様な魅力（社会貢献、成長機会、多様な職種、働き方改革、庁舎改修後の職場環境等）を伝えるPR動画の制作
- ② ターゲット層に応じた効果的なSNS配信・広告の実施によるランディングページ（別途構築）への送客

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

## 4 業務内容

沖縄県職員の仕事のやりがいや魅力等を発信するための動画を制作し、SNSにて広告・配信を実施する。

### (1) 沖縄県職員採用SNSの創設・運用

委託者と協議し、計画を立てた上で、効果的な投稿を行うこと。

- ① 使用する媒体：Instagram、YouTubeショート等  
※目的達成に向けてターゲット層の特性に応じた最適な媒体ミックス及び配信手法等をご提案ください。
- ② ターゲット層：18歳～22歳（新卒層）  
23歳～28歳（第2新卒層、民間等からの早期転職検討層）  
29歳～35歳（中堅・専門スキルを持つ経験者層、U/Iターン希望層）

### (2) 動画の制作・配信、SNS広告

制作動画の内容や長さについて、委託者と協議の上決定し、上記(1)のSNSにおいて動画配信を行うとともに、SNS広告を実施すること。なお、制作した動画は各種説明会での放映や大学キャリアセンターへの提供など、幅広く活用することを想定している。

- ① 動画の企画・構成・演出、脚本の作成
- ② 出演者（県職員）の調整  
ア 受託者：動画に登場する職員のコンセプトや人数等を調整  
イ 委託者：出演する職員を選定
- ③ 動画制作  
ア 投稿用動画：2本以上（1～2分を想定）  
イ 広告用動画：5本以上（15～45秒を想定）※縦型ショート動画
- ④ 投稿・出稿頻度  
ア 制作動画の投稿：上記③アで制作したメイン動画2本のほか、その切り抜き（ショート動画）や静止画・ストーリー機能等を用いた動画の投稿  
イ SNS広告出稿：効果的な媒体・回数等を提案すること
- ⑤ 広告の誘導先：別途沖縄県人事委員会が構築するランディングページ（LP）
- ⑥ 広告出稿時期：11月から2月にかけて広告出稿

### (3) 炎上対策（リスクマネジメント）

発信内容やタイミングに細心の注意を払うとともに、コメント欄は原則非表示とする。

#### (4) 目標設定及び効果測定

1回あたりの投稿・出稿について、それぞれ以下のとおり目標を設定し、終了後は目標に対する結果のほか、いいね数、シェア数などのレポートを報告すること。併せて、次年度以降に活かせるよう効果測定結果の検証・分析を行い、報告すること。

##### ① 投稿動画

- ア 10秒視聴率：40%以上
- イ 平均視聴時間：動画の半分以上

##### ② SNS広告

- ア 総インプレッション数：1,500,000回以上
- イ 3秒視聴率：40%以上
- ウ LPへの遷移数（送客数）：7,500回以上
- エ CTR（クリック率）：0.5%以上

#### 5 成果品

以下のものを沖縄県人事課働き方改革・人材確保推進室に令和9年3月25日（木）までに納品すること。ただし、それぞれのデータについて、投稿・出稿の1週間前を目安に同室に提出し、事前に確認を得ること。

- (1) 投稿動画の配信用データ（MP4形式等、フルHD画質以上）
- (2) SNS広告出稿用データ（MP4形式等、各配信媒体の推奨フォーマットに準拠）
- (3) 報告レポートデータ（PDF形式）

#### 6 その他

- (1) 業務の実施にあたり、迅速に対応できる人員及び体制を確保すること。
- (2) 業務の内容及び範囲の細部については、委託者と十分に打ち合わせを行い、動画撮影の実施前には委託者の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。また、本業務の結果等の使用、保存、処分にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。
- (4) 業務の遂行にあたっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 以下に定める「主な業務」については、第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。  
＜主な業務＞
  - ① 契約金額の50%を超える業務
  - ② 企画判断、管理運営、指揮監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務
- (6) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、実施計画書において再委託先及びその業務内容を明記し、甲の承認を得るものとする。実施計画書の承認をもって、再委託の承認があったものとみなす。
- (7) 実施計画書に記載のない第三者に再委託する必要があるときは、乙はあらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。ただし、業務の進行上緊急を要する場合、又は委託業務の履行に支障を及ぼさない軽微な再委託先の変更については、事後の報告（書面又は電子メール）をもってこれに代えることができる。

- (8) 本業務において制作した各種動画等の著作権は委託者に帰属するものとし、受託者は著作人格権を行使しないものとする。開設したSNSアカウントの所有権（ログイン情報含む）は業務終了後に委託者に帰属・移管する。委託者は、当該動画等を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、受託者は当該動画等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを委託者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (9) 本業務に関する事故等については、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害の一切は受託者が負担する。
- (10) 業務の実施にあたり、本書に定める事項について生じた疑義又は本書に明記のない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定する。

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。